整備政令附則第四条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令第二条第一項第三号	厚生年金保険法	厚生年金保険法の規定及び平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）

5　平成二十五年改正法附則第百四十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により存続連合会が行う標準給与（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百二十九条第一項に規定する標準給与をいう。）の改定又は決定は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定により存続厚生年金基金が行う標準給与の改定又は決定の例による。

（厚生労働省令への委任）

第八十四条　第二章からこの章までに定めるもののほか、平成二十五年改正法の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附　則

この政令は、平成二十五年改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

別表（第四十三条関係）

月数	金額
〇月	〇円
一月	一、〇一〇円
二月	二、〇三〇円
三月	三、〇六〇円
四月	四、一一〇円
五月	五、一六〇円
六月	六、二三〇円
七月	七、三一〇円
八月	八、四一〇円
九月	九、五二〇円
一〇月	一〇、六四〇円
一一月	一一、七八〇円
一二月	一二、八九〇円
一三月	一三、九六〇円
一四月	一五、〇四〇円
一五月	一六、一三〇円
一六月	一七、二二〇円
一七月	一八、三二〇円
一八月	一九、四二〇円
一九月	二〇、五三〇円
二〇月	二一、六五〇円
二一月	二二、七六〇円
二二月	二三、八九〇円
二三月	二五、〇二〇円
二三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	二五、〇二〇円に、上欄で二三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
三五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	三七、〇六〇円に、上欄で三五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇一〇円を加えて得た額
四七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	四九、一三〇円に、上欄で四七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇〇〇円を加えて得た額
五九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六一、〇九〇円に、上欄で五九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇七〇円を加えて得た額
七一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	七三、八九〇円に、上欄で七一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇八〇円を加えて得た額
八三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	八六、八一〇円に、上欄で八三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、〇九〇円を加えて得た額
九五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	九九、八三〇円に、上欄で九五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一〇〇円を加えて得た額
一〇七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一一二、九六〇円に、上欄で一〇七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一一〇円を加えて得た額
一一九月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一二六、二一〇円に、上欄で一一九月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一二〇円を加えて得た額
一三一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一三九、五九〇円に、上欄で一三一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一三〇円を加えて得た額
一四三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一五三、一一〇円に、上欄で一四三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一四〇円を加えて得た額
一五五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一六六、七五〇円に、上欄で一五五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一五〇円を加えて得た額
一六七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	一八〇、五二〇円に、上欄で一六七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、一六〇円を加えて得た額